

止めよう！六ヶ所再処理工場！「新“原告”募集」集会

12月13日（日）13:30～15:30

千代田区立内幸町ホール

次 第

1. 開会
2. 主催者あいさつ 澤井正子
3. 連帯あいさつ 鎌田慧（ルポライター）
4. 報告 六ヶ所再処理工場の現状（浅石紘爾弁護士・ZOOM参加）
5. 新訴訟について
六ヶ所再処理工場と新規制基準（海雄一渡弁護士）

「新訴」提起について（伊東良徳弁護士）
6. 閉会

主 催

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団／核燃サイクル阻止1万人訴訟弁護団
再処理とめたい！首都圏市民のつどい

協 力

原子力資料情報室／原水爆禁止日本国民会議

申込日 202 年 月 日

核燃サイクル阻止 1 万人訴訟原告団

入 会 申 込 書

私は、核燃サイクル阻止 1 万人訴訟原告団の趣旨に賛同し、原告団の（原告・会員・サポーター）に加入します。

氏 名	ふりがな
住 所	〒
連絡先（家電・携帯）	
メールアドレス	
その他ご意見等	

☆ 原告団に加入する方法は下記のとおり 3 つからの選択になります。
いずれかの番号を○で囲んでください。

参加の種類		ご 負 担	
新 訴 原 告 団	① 訴状に名を連ねる方	入会金（印紙代を含む）	10,000 円
		年会費	6,000 円
	② 訴状に名を連ねない方	入会金	3,000 円
		年会費	6,000 円
	③ サポーターの方	入会金	3,000 円
		年会費	3,000 円

※サポーターは総会での議決権を持ちません。

入会金等の振込先は

口座 郵便振替:02300-9-37486 『核燃阻止原告団』となります。
通信欄に必ず、①原告 ②会員 ③サポーター、カンパ いずれかの
記入をお願いします。

事務局 〒039-1166 青森県八戸市根城 9-19-9
浅石法律事務所内 FAX・TEL 0178-47-2321
1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp
<http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku>

㊟ (捺印)

訴 訟 委 任 状

2020年(令和2年) 月 日

委任者

住 所 〒

氏 名

㊟

私は、次の弁護士を訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

住 所 青森県八戸市根城 9-19-9 浅石法律事務所
弁護士 浅 石 紘 爾

住 所 東京都新宿区三栄町 8 三栄ビル 3階 四谷総合法律事務所
弁護士 内 藤 隆

住 所 東京都新宿区新宿 1-15-9 さわだビル 5階 東京共同法律事務所
弁護士 海 渡 雄 一

住 所 東京都千代田区神田錦町 1-1-6 神田錦町ビル 3階
大手町共同法律事務所
弁護士 伊 東 良 徳

住 所 山梨県都留市中央 3-1-25 村松ビル 1階 つる法律事務所
弁護士 中 野 宏 典

第 1 事 件

- 1 裁判所 青森地方裁判所
- 2 事件の表示 六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件
- 3 被告 国 (処分庁「原子力規制委員会」)

第 2 委 任 事 項

- 1 上記事件に関する一切の訴訟行為
- 2 反訴の提起
- 3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加もしくは訴訟引受けによる脱退。
- 4 控訴、上告・上告受理の申立て・抗告又はこれらの取下げ。
- 5 担保取消申立・担保取戻許可申請の件。
- 6 復代理人の選任。
- 7 その他上記事件に関連する一切の事項。

以 上

核燃立地までの経緯

- 1970年代 むつ小川原開発計画 (石油・鉄鋼コンビナート)
- 1974.8 原子力船「むつ」放射線漏れ事故
- 1983.12 中曽根首相「青森県を日本の原子力のムツカに」発言
- 1984.7.23 電事連、青森県六ヶ所村に核燃3施設の立地要請

立地受入れ後の経緯

- 1985.1.9 六ヶ所村受入れ
- 1985.4.9 青森県 (全員協議会) 受入れ
- 1986.4.26 チェルノブイリ原発事故
- 1988.8.6 原告団結成
- *1988.12.29 農業者代表者大会で立地拒否決議
- 1989.7.12 ウラン濃縮施設の許可取消訴訟
- 1991.1.10 青森県知事選挙 (金澤選挙)
- 1991.11.7 低レベル最終処分場許可取消訴訟
- 1992.4.3 海外返還廃棄物 (高レベル) 一時貯蔵施設許可
- 1992.12.24 再処理事業指定 (1994年完工予定)
- 1993.9.17 海外返還廃棄物一時貯蔵許可取消訴訟 (原告 111名)
- 1993.12.3 再処理指定取消訴訟 (原告 158名)
- 2010.5.13 MOX加工工場許可
- 2020.12.9 MOX加工工場変更許可

再処理の経緯

- 1992.4.28 着工

- 2001.4 通水試験
- 2002.11 化学試験
- 2004.12 ウラン試験
- 2006.3 アクティヴ (ホット) 試験
- 2011.3.11 東日本大震災・第一福島原発事故
- 2012.6.27 原子力規制委員会設置
- 2013.12 新規制基準施行
- 2014.1.7 日本原燃再処理事業変更許可申請適合性審査開始
- 2020.7.29 変更許可 (合格証)
- 2020.8.26 海外返還廃棄物管理施設変更許可
- 2021.1.22 新訴提起 (2月には高レベルも新訴提起)
(今後のスケジュール)
- 設計認→補強工事→使用前検査→原子力防災策定
→基本協定 (地元同意)
- 2022.4~9 本格稼働予定 (25回目の延期)

再処理裁判の現状

- 1994.3.18 第1回口頭弁論
- 1996.9.13 使用済燃料プール検証
- 2003.4.25 再処理工場検証
- 2007.3.2 臨界証人 (内藤叔孝) 調べ
- 2021.1.22 第112回口頭弁論

準備書面 (178) ~ (180) 提出予定

証拠 1345号証以上

新訴の論点

1. はじめに
2. 安全規制の崩壊
3. 安全性 (危険性)
 - (1) 活断層の存在
 - (2) 基準地震動の過小評価
 - (3) 火山噴火の危険性
 - (4) 航空機落下
 - (5) 石油備蓄基地の火災
 - (6) 重大事故対策・使用済燃料損傷などの不備
 - (7) 平常時被ばくの危険性
4. 平和目的違反
5. 経理的基礎の欠如
6. 技術的能力の欠如
7. 原子力防災・避難計画の不備

新訴訟団結成の意義

原発の再稼働、審査が一段落し、長期間棚ざらしになっていた核燃料サイクル施設の審査結果が今年になって連続して発表になって

- ①7月・再処理 (合格)、②8月・高レベル一時貯蔵 (合格)、
- ③11月・むつ中間貯蔵 (リサイクル燃料備蓄センター・RFS) (合格)、④12月・MOX加工工場 (合格)

大間原発、MOX工場の建設中、東通原発は停止中とは言え、青森県での原子力集中立地を総仕上げして、核燃サイクルの完結振りを見せかけようとする意図は明らかです。いずれの施設も国民の福祉や生活向上

に資するものではなく、無駄な国費と国民負担を強いる危険極まりないものばかりです。

原告団としては、このたびの再処理・高レベル一時貯蔵施設の変更許可を受けて、県民のみならず全国の市民に不合理な再処理政策と危険な再処理の理解を深めていただく契機にしたいと願っております。

正直申し上げて、原告団は創立以降32年経過し、裁判の長期化と原告の高齢により従前の勢いはなくなっているのが現実です。しかし、少数精鋭の弁護士と粘り強い原告との共働により、裁判では被告に対する鋭い批判を積み重ね、また裁判以外にも精神的に市民運動、政治闘争に取組んできました。

現在、実質的団員は四百数名で、財政的にも決して余裕がある訳ではありませんが、弁護士、事務局の2人3脚で結束し、裁判を含む反核運動の成果をあげていると自負しております。

新訴提起にあたり、多くの原告の皆様が加入して下さることは、原告団にとっては勿論のこと県内の反核運動にとっても大いなる支援となると共に、原告にとっても頼もしい多くの仲間を迎えることになり、大きな励ましとなるものと確信いたします。現在の参加状況は60名です。

青森県では、今、「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地」とし「条例」制定のための全県の署名活動を展開しております。処分場拒否と併せて核のゴミの発生源である原発、再処理を止める内容となっております (ネット署名も可です)。

新訴提起と併せて署名のご協力もお願いいたします。

時節柄、皆様にはくれぐれもご自愛下さいませよう、また原子力に頼らない社会が一日も早くやってきましたよう祈っております。